

ひきこもり対策の充実を求める意見書（案）

仕事や学校に行けず、かつ家族以外の人との交流をほとんどできずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態にある「ひきこもり」者のいる世帯は、全国で26万世帯と推定されている。

「ひきこもり」は、周囲の環境への対応など本人の問題であるとともに、家族、友人、地域、学校等の本人を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられ、その対応の難しさから本人や家族の苦労が長期に及ぶことから、近年、深刻な社会問題となっている。

本県では、「ひきこもり地域支援センター」を設置し、当事者や家族からの相談に応じるとともに、親の会の開催や普及啓発、保健所や関係機関等との連携の推進、「ひきこもりサポーター養成研修」の実施など、ひきこもり当事者等への支援に努めているが、ひきこもりに対する適切な支援方法が確立されていない現状では、問題の根本的解決に至ることは容易ではない。

よって、国においては、ひきこもり問題の早期解決のため、ひきこもりに苦しむ本人や家族を支援するための法整備並びに具体的な施策に対する専門的・技術的支援及び財政的支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

香 川 県 議 会